

一般社団法人森林技術コンサルタンツ協議会表彰規程

制定 平成29年5月26日

改正 令和3年5月27日

一般社団法人森林技術コンサルタンツ協議会

(趣旨)

第1条 一般社団法人森林技術コンサルタンツ協議会（以下「本協議会」という。）は、本規程の定めるところにより、森林技術コンサルタント事業（以下「森林コンサル事業」という。）の発展と向上に功績のあった者及び森林技術コンサルタント業務において優れた成績を収めた者を表彰することができる。

(表彰を行う者)

第2条 表彰は、本協議会会長が行う。

(表彰状)

第3条 次の各号の一に該当する者について表彰状を授与して表彰を行う。

- (1) 森林コンサル事業の発展に顕著な功績のあったもの
- (2) 森林コンサル事業の実施に顕著な貢献のあったもの
- (3) 本協議会の業務を通じ、森林コンサル事業の発展向上に顕著な功績のあったもの
- (4) 森林コンサル事業に関し特に有益な発明、改良等技術の開発向上に功績のあったもの

(賞状)

第4条 本協議会が実施する「森林技術コンサルタント業務コンクール」における成績優秀な者について賞状を授与して表彰を行う。

(感謝状)

第5条 次の各号の一に該当する者について感謝状を授与する。

- (1) 森林コンサル事業の発展に著しい功績のあったもの
- (2) 森林コンサル事業の実施に著しい貢献のあったもの
- (3) 本協議会の業務を通じ、森林コンサル事業の発展向上に著しい功績のあったもの
- (4) 森林コンサル事業に関し特に有益な発明、改良等技術の開発向上に功労のあったもの

(表彰の推薦)

第6条 本協議会及び各地区調査会（又は各地区調査員）は、第3条の各号の一、第4条及び第5条の各号の一に該当する者があるときは、推薦調書を添えて本協議会会長に推薦する。

(表彰者の選考)

第7条 本協議会会長は、第6条により推薦のあった者の中から選考するため、表彰者選考委員会（以下「委員会」という。）を設け、公正かつ適切に選考する。なお、表彰者選考の考え方及び委員会の構成については、本協議会会長が別に定める。

2 委員会の委員は本協議会会長が委嘱する。

(受賞の申請)

第8条 本協議会会長は、第3条の各号の一及び第4条に該当する者のうち、特に顕著又は優秀と認められる者について、農林水産大臣、林野庁長官及び森林管理局長に受賞方を申請する。

2 本協議会会長は、第5条の各号の一に該当する者のうち、特に著しいと認められる者について、農林水産大臣及び林野庁長官に受賞方を申請する。

(受賞の除外)

第9条 受賞の対象者で次に該当する者は、受賞申請の選考から除外する。

- (1) 本規程により受賞方を申請する官職から既に受賞している者。ただし、本規程第4条に規定する賞状についてはこの限りではない。
- (2) 獲章又は褒章を受章している者

(補則)

第10条 本協議会会長は、本規程の施行にあたり、第3条及び第5条に関しては「一般社団法人森林技術コンサルタント協議会表彰規程実施要領」を、また、第4条に関しては「森林技術コンサルタント業務コンクール実施要領」を別に定める。

附則

1 この規程は、平成29年5月26日から適用する。

附則

1 この規程は、令和3年5月27日から適用する。

2 なお、「一般社団法人森林技術コンサルタント協議会表彰規程の細則（平成29年5月26日適用）」については、この規程の適用をもって廃止する。

森林技術コンサルタント業務コンクール実施要領

制定 令和3年5月27日

一般社団法人森林技術コンサルタンツ協議会

一般社団法人森林技術コンサルタンツ協議会表彰規程（平成29年5月26日制定。以下「規程」という。）第10条の規定に基づき、規程第4条に関する表彰について、「森林技術コンサルタント業務コンクール実施要領」（以下「実施要領」という。）を下記のとおり定める。

記

1 目的

森林技術コンサルタント業務（以下「業務」と言う。）の実施技術の向上を図るため、「森林技術コンサルタント業務コンクール」（以下「コンクール」という。）を実施し、優秀な成績を収めた法人及び技術者を表彰することにより、森林技術コンサルタント事業の発展に資することを目的とする。

2 コンクールの実施

一般社団法人森林技術コンサルタンツ協議会（以下「協議会」という。）は、この要領の定めるところにより、毎年、コンクールを実施する。

3 コンクール表彰の種類

表彰の種類は、優秀な成績を収めた法人表彰及び技術者（管理技術者）表彰とし、次に掲げる部門・分野を表彰の対象とする。

（1） 通常部門

- ア 治山分野
- イ 林道分野
- ウ 森林調査測量分野

（2） 新技術部門

- ア 新技術分野

4 コンクール参加対象業務

コンクール対象業務は、次の各号の全てを満たすものとする。

- （1）林野庁（森林管理局・森林管理署）、都道府県及び市町村が発注した業務であること。
- （2）業務成績評定及び技術者評定（管理技術者）において、いずれも優良（80点を目安とする）であること。ただし、評価項目が、業務成績評定のみの場合には、その評定が優良（80点を目安とする）であること。

- (3) 1業務の契約金額が、原則として、100万円以上であること。
- (4) 対象業務は、原則として、コンクール参加年度の前年度に完了したものであること。

5 コンクール参加条件、提出期限等

- (1) コンクールに参加しようとする法人は、入札・契約行為ができる事業所等（支店、営業所等）を単位とし、協議会会長（以下「会長」という。）に対し各地区調査会（又は各地区調査員）を経由して、第4項のすべてを満たす一つの業務を第3項の各号のいずれか一つの分野に提出することができる。なお、1法人あたり、複数件数の参加をすることができる。
- (2) コンクール参加に当たって、関係書類の提出期限は毎年9月末とする。
- (3) コンクール参加の提出書類は次の通りである。
 - ア 表彰業務申請書(様式(略))
 - イ 業務成績評定及び技術者評定(管理技術者)の写し
 - ウ 当該業務のテクリス「登録内容確認書」及び契約書(受注者名、請負代金の判読できる個所)の写し
 - エ アの業務申請書に関連するエビデンス又は補強するような資料があればその写し

6 表彰選考委員会の設置及び選考

- (1) 会長は、優秀賞の選考にあたっては、学識経験者、林野庁職員及び関係団体関係者で構成する表彰選考委員会（以下「委員会」という。）を設けて行うものとする。
- (2) 選考は、第5項により参加があったコンクール参加業務の中から、公正かつ適正に優秀賞を選考することとする。なお、「選考の考え方」及び委員会の構成は別に定める。

7 農林水産大臣賞、林野庁長官賞及び森林管理局長賞受賞の選定

選考された優秀賞の中から、優れたものを農林水産大臣賞、林野庁長官賞及び森林管理局長賞受賞を選定するものとする。この受賞申請は、業務ごとに法人及び技術者(管理技術者)を一括して行うこととする。

附則

この実施要領は、令和3年5月27日から適用する。